豊島区内各地区町会長 様



日ごろ当役場の公証業務にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、本来であれば区政連絡会において当役場の業務説明等を実施し、資料を回覧版等で配布願っているところですが、本年も新型コロナウイルスの影響により掲示資料のみの配布(別紙チラシ)となりました。これを各町会の掲示板に9/20(月)~10/8(土)の間、掲示(裏面を表側として)していただくようお願いいたします(チラシは後日、当役場から発送いたします。)。また、10月1日、8日、15日、22日の各土曜日に池袋公証役場において公正証書等作成の休日相談会(要予約:無料)を開催いたしますので、併せて周知願えればと思っております。残暑厳しい折大変お手数をお掛けして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

T170-6008

豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 8F 池袋公証役場 電話 03-3971-6411 (担当:徳竹)



公未正来 ります。

日本公証人連合会·法務省

日本公証人連合会 http://www.koshonin.gr.jp 203-3502-8050

省 http://www.moj.go.jp

公証役場照会用電話 ☎03-3502-8239

公証週間は毎年 10月1日から10月7日です

国が定めた公正証書作成手数料

目的の価額	~ 100 万円	~ 200 万円	~ 500 万円	~ 1,000 万円	~ 3,000 万円	~ 5,000 万円	~ 1 億円
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
手数料	5,000ฅ	7,000ฅ	11,000⊓	17,000⊓	23,000⊓	29,000ฅ	43,000⊓

以下超過額5,000万円までごとに 3億円まで13,000円 10億円まで11,000円 10億円を超えるもの8,000円加算。 ※遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の

印鑑証明書と代表者印

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書(法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、法人の委任状とその委任状に押した代表者印の印鑑証明書)及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

休日開催 遺言などの公正証書作成相談 (無料)

日時: 令和4年10月 1日(土)· 8日(土)

10月15日(土)・22日(土)

午 前 10 時 ~ 午 後 4 時

場所:池袋公証役場(サンシャイン60ビル8階)

四 03 (3971) 6411 (要予約)

E - mail : ike-kosho@bird.ocn.ne.jp

- ○**養育費、慰謝料**、建物等の**賃料、貸借金**などの金銭の支払いを公正証書にしておくと 裁判を起さないで公正証書により相手の財産に強制執行ができます。
- ○公正証書は公文書ですので強力な証拠力があります。
- ○**遺言**を公正証書にしておくと、家庭裁判所の検認手続きが不要など遺産相続手続きがス ムーズに進みます。法律の専門家の公証人がチェックするので<mark>安全確実</mark>です。

サンシャイン60ビル 8階

池袋公証役場 気軽にご相談を相談は無料